

令和 7 年 7 月 2 2 日（火）

令和 7 年 6 月定例会 総務厚生常任委員会委員長 報告

総務厚生常任委員会に付託されました案件につきまして、審査の概要と結果をご報告申し上げます。今回、当委員会に付託されました案件は、議案 4 件であります。

初めに、第 4 1 号議案 志木市職員の育児休業等に関する条例及び志木市職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例の一部を改正する条例の件について、ご報告いたします。

委員より、第 2 号部分休業が計 7 7 時間 3 0 分取れるけれども無給になるということで、実際は代休や有給休暇といった制度も使えるのかとの質疑があり、執行部より、そのとおりであり、一人ひとりの職員の生活設計に合わせて仕事と両立するために多様な制度を組み合わせる職員の選択となる。無給になるけれども、部分休業を取得したい職員は取得するし、給与は保障されたいという生活感を持っている職員は年次有給休暇や、夏季休暇等を使うことになり、それは本人の選択と考えているとの答弁がありました。

また委員より、有給休暇を消化しきれない職員が多いであろうし、部分休業を使う職員は少ないのではないかと考えるがどうかとの質疑に対し、執行部より、現時点で全職員の中で取得している正規職員は 1 3 人であり、男性 1 人、女性 1 2 人である。一方、会計年度任用職員については、無給になってしまうことが大きな要因で、一人も取得していない状況であるとの答弁がありました。

次に、第 4 2 号議案 志木市総合福祉センター条例の一部を改正する条例の件について、ご報告いたします。

委員より、多目的室を夜間貸し出すことには賛成だが、ほかに貸出しを増やせる可能性

があるのかとの質疑に対し、執行部より、高齢者レクリエーションルーム以外についても検討はしたが、いずれも高齢者の方のスペースとして確保されているところであり、また、娯楽室に関してはマージャンが主に置いてあるので、総合福祉センターに関しては、今の高齢者レクリエーションルームを多目的室化するのが現実的なところということで、このような選択をしたとの答弁がありました。

次に、第４８号議案 財産の取得についての件について、ご報告いたします。

委員より、消防車という特殊な車両ではあるが、設計金額をどのように算定しているのか、近隣市の車両の価格を参考にしているのか、との質疑に対し、執行部より、消防車については特に緊急出動、消火作業等消防活動に適した構造及び機能を有しているもの、また、緊急自動車としての要件を満たしているものと定められており、一般的な仕様に基づき、市場価格を適正に精査した金額を定めているとの答弁がありました。

また委員より、車両の機能としては、何かパワーアップするのではなく、新しくなるだけなのか、国の補助金はどの程度かとの質疑に対し、執行部より、現行車両は２０年前の仕様なので、更新する車両は新たに部品、コンピューター等も新しくなっているため、性能は向上しているものと認識している。今回の車両の購入については、一般財源２５％、地方債７５％のうち３０％が交付税措置されるとの答弁がありました。

次に、第４０号議案 令和７年度志木市一般会計補正予算（第３号）の件について、ご報告いたします。

委員より、自治体と医療機関・薬局をつなぐ情報連携基盤システムでは、市の医療費助成額の資格確認が容易になることで、具体的に市民のメリットとして、医療機関での受給資格者証の提示が不要になるということだが、いつの受診分からかとの質疑に対し、執行

部より、令和８年度当初からの予定で準備をしているとの答弁がありました。

以上で、全ての質疑を終了し、採決を行った結果、今回当委員会に付託されました第４１号議案、第４２号議案、第４８号議案及び第４０号議案については、総員をもって、原案のとおり可決すべきものと決しました。